(抄)

(附則第二条関係)・・・・・・

社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省・労働省令第一号)

12

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分

当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(法第八第四条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が(法第十条第一項の厚生労働省令で定める場合)	が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(法第第四条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容(法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合)
次条において同じ。) に密接に関連して支払われるもの以外のもののうち職務の内容 (法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。七 前各号に掲げるもののほか、名称の如何を問わず支払われる賃金二〜六 (略)	の 掲 🔾
一 通勤手当のとする。 (法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるも第三条 法第九条第一項の厚生労働省令で定める賃金)	以下司ご。) こ密接こ関連して支払ってるよりと余く。) 一 通勤手当 (職務の内容 (法第八条に規定する職務の内容をいう。る。 る。 (法第十条の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるものとす
2・3 (略) (法第六条第一項の明示事項及び明示の方法) (法第六条第一項の明示事項及び明示の方法)	2・3 (略) (法第六条第一項の明示事項及び明示の方法) 2・3 (略) (法第六条第一項の明示事項及び明示の方法)
改正前	改正後

既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。 九条に規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。 が

(法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設)

第五条 るものとする。 法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、 次に掲げ

(略

(法第十七条の厚生労働省令で定める数)

第六条 法第十七条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

(短時間雇用管理者の選任)

第七条 識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理す る者を短時間雇用管理者として選任するものとする。 事業主は、 法第十七条に定める事項を管理するために必要な知

(権限の委任

第八条 事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。 大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き 法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、 事業主の 厚生労働

(準用)

第九条 この場合において、 までの規定は、 る法律施行規則 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す 法第二十五条第 (昭和六十一年労働省令第二号)第三条から第十二条 同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とある 項の調停の手続について準用する。

> 条第一項に規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。 が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

(法第十一条の厚生労働省令で定める福利厚生施設)

第五条 るものとする。 法第十一 条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、 次に掲げ

略

(法第十五条の厚生労働省令で定める数)

第六条 法第十五条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

(短時間雇用管理者の選任)

第七条 識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理す る者を短時間雇用管理者として選任するものとする。 事業主は、 法第十五条に定める事項を管理するために必要な知

権限の委任

第八条 事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。 大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、 法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、 事業主の 厚生労働

(準用)

第九条 この場合において、 までの規定は、 る法律施行規則 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す 法第二十二条第 (昭和六十一年労働省令第二号)第三条から第十二条 同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とある 一項の調停の手続について準用する。

るのは 規則 るのは 条中 替えるものとする 」とあるのは 項」とあるのは 準用する法第二十条第一 者法第二十六条において準用する法第二十条第一 び第三項中 に 者その他の参考人」と、 第二十条第一項の」とあるのは 項」と、 (見出しを含む。 機会均等調停会議」 は 者 第九条におい 「法第十八条第一 項中 「短時間 法 て準用する法第二十一 「短時間労働者」 「関係当事者又は関係当事者と同 という。 「法第二十 「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは 「事業場」とあるのは [労働 「同令第九条において準用する第八条」と、 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行 て準用 者 の雇用管理 項 第五条 とあるのは 第二十五条第一 項の」 と 条」 同令第十条第一項中 する第四条第一 とあるのは「短時間労働者法第二十 条」 とあるのは (見出しを含む。 Ł 「事業場」 の改善等に関する法律 「短時間労働者法第二十六条にお ٢, 「事業所」と、 「均衡待遇調停会議」 同令第九条中 項 同 項及び第二項」 とあるのは 令別記様式中 一の事業所に雇用される労働 「短時間労働者法第 と 「第四条第一項及び第二)及び第八条第一項中 同項並びに同 項 同令第八条第一項及 「関係当事者 「事業所」 کر (以 下 「労働者」 ۲, ح 「短時間労働 同項中 同令第十 同令第六 令 「第八条 「短時間 一十六条 と読 -五条第 第四 とあ とあ 1 法 条

(削る)

るのは におい 条第一 るのは 労働者 」とあるのは 準用する法第二十条第一 者法第二十三条におい 条中 替えるものとする。 規則第九条におい 項」とあるのは 者その他の参考人」と、 第二十条第一項の」とあるのは び第三項中 \mathcal{O} 「機会均等調停会議」 (見出しを含む。 項」と、 は 「法第十八条第一 「短時間労働者の 項中 法 て準用する法第二十一 「短時間労働者」 「関係当事者又は関係当事者と同 という。 「法第二十 「事業場」とあるのは 「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは 「同令第九条において準用する第八条」と、 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施 て準用する第四条第一 て準用する法第二十条第一 項」とあるのは とあるのは 第五条 雇用管理の改善等に関する法律 一条」 第二十二条第 項の」 と 同令第十条第一項中 条」 とあるのは (見出しを含む。 と 「事業場」 「短時間労働者法第二十三条にお ۲, 「均衡待遇調停会議」 「事業所」と、 同令第九条中 項」と、 同令別記様式中 「短時間労働者法第二十 項及び第二項」 とあるのは 一の事業所に雇用される労働 「短時間労働者法第 「第四条第一項及び第)及び第八条第一項中 同項並びに同 項」 同令第八条第一項 「関係当事者」 「事業所」 と (以 下 Ł, と 労働者」 「短時間労働 同項中 同令第十 合第四 同令第六 短時 「第八条 一十三条 と読 二条第 とあ とあ 庭 条 間

(指定の申請)

次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない第十条 法第二十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、

二 代表者の氏名一 名称及び住所

 (削
 削
 削
 削

 る
 る
 る

- 前項の申请書こよ、三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一定款及び登記事項証明書

る書類
財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにす
二 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、

規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算三年請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第二十七条に

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

(名称等の変更の届出)

大臣に提出しなければならない。
大臣に提出しなければならない。
下「短時間労働援助センター」という。)は、同条第三項の規定によ第十一条 法第二十五条第二項に規定する短時間労働援助センター(以

一変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

二 変更しようとする日

三 変更しようとする理由

第十三条 削除

第十二条

削除

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の変更の届

第十四条 短時間労働援助センターは、法第二十八条第三項後段の規定

出

(削る)

刊る)

(業務規程の記載事項)

二 変更しようとする日

変更しようとする理由

務」という。)を行う事務所の所在地

善等事業関係業務(以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業

変更後の法第二十八条第三項に規定する短時間労働者雇用管理改

労働大臣に提出しなければならない。

による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生

る業務に関する事項とする。十八条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に係第十五条 法第二十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は、法第二

(業務規程の変更の認可の申請)

(削る)

生労働大臣に提出しなければならない。 による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚第十六条 短時間労働援助センターは、法第二十九条第一項後段の規定

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更しようとする理由

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働

大臣の認可)

| ならない。| 受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を提出しなければ| 第十七条 短時間労働援助センターは、法第三十条の規定による認可を

 (削
 (削

 る
 (利

 る
 (利

 る
 (利

 る
 (利

 る
 (利

 (利
 (利

 (利

一 支給を受けようとする給付金の名称

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項 一 支給を受けようとする給付金の額及び算出の基礎

(経理原則)

するため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しな第十八条 短時間労働援助センターは、その業務の財政状態を明らかに

(区分経理の方法)

ければならない。

業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。特別勘定」という。)を設け、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業関係業務に係る経理について特別の勘定(第二十五条第二項及び第第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事

(事業計画書等の認可の申請)

(事業計画書の記載事項)

| 関する計画を記載しなければならない。 | 第二十一条 法第三十二条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に

(削 る)	削 る	(削 る)	(削る)

る事業に係る業務に関する事項 - 法第二十八条第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯す

二 前号に掲げるもののほか、法第二十七条各号に掲げる業務に関す

(収支予算書)

る事項

その目的に従って区分するものとする。第二十二条 収支予算書は、収入にあってはその性質、支出にあっては

(収支予算書の添付書類)

二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げ第二十三条 短時間労働援助センターは、収支予算書について法第三十

前事業年度の予定貸借対照表

る書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第二十四条 短時間労働援助センターは、事業計画書又は収支予算書に第二十四条 短時間労働援助センターは、事業計画書又は収支予算書に

(削る)

とができる。 とができる。 による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けるこ第二十五条 短時間労働援助センターは、予見することができない理由

- 働大臣に通知しなければならない。 業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかに、その旨を厚生労2 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係
- かにした書類をもってするものとする。 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明ら

(予算の流用等)

- できない。
 は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することがついては、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又2 短時間労働援助センターは、厚生労働大臣が指定する経費の金額に

(予算の繰越し)

当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上第二十七条 短時間労働援助センターは、支出予算の経費の金額のうち

(削る)

かじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。きる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あら必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することがで

- ればならない。
 とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなけとする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しな必要ようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要2 短時間労働援助センターは、前項ただし書の規定による承認を受け
- ればならない。 一事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなけ業務特別勘定について第一項の規定による繰越しをしたときは、当該業時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係
- なければならない。 現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載し明額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載し当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、

(事業報告書等の承認の申請)

しなければならない。
よる承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請第二十八条 短時間労働援助センターは、法第三十二条第二項の規定に

かつ、当該収支決算書の次に掲げる事項を示さなければならない。第二十九条 収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、

収入

(収支決算書)

イ 収入予算額

(削る)

収入決定済額

収入予算額と収入決定済額との差額

支出

支出予算額

前事業年度からの繰越額

予備費の使用の金額及びその理由

流用の金額及びその理由

支出決定済額

ホ

支出予算の現額

翌事業年度への繰越額

不用額

チ

第三十条 びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 (会計規程) 短時間労働援助センターは、その財務及び会計に関し、

2 は、 ない。これを変更しようとするときも同様とする。 短時間労働援助センターは、 その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければなら 前項の会計規程を定めようとするとき

3 臣に提出しなければならない。 したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大 短時間労働援助センターは、第一項の会計規程を制定し、又は変更

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第三十一条 労働大臣に提出しなければならない。 よる認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生 短時間労働援助センターは、法第三十六条第一項の規定に

法及

7	4	1
H	1	'
)	7	•
٠,	0	٠

選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

選任又は解任の理由

(立入検査のための証明書)

第三十二条 様式によるものとする。 法第三十八条第二項の証明書は、 厚生労働大臣の定める

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎ等)

第三十三条 法第四十一条第一項の規定により厚生労働大臣が短時間労

働援助センターは次の事項を行わなければならない。 働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとするときは、

短時間労

継ぐこと。 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を厚生労働大臣に引き

二 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に関する帳簿及び書類 を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、 法第四十一条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている短時間 厚

生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

ターに引き継ぐこと。 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に関する帳簿及び書類 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を短時間労働援助セン

 \equiv を短時間労働援助センターに引き継ぐこと。 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

一 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省・労働省令第一号)(抄)

改正後
別表(第一条関係)
一~四十 (略)
四十一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法
律第七十六号)に係る申請 第二十五条第一項の調停の申請
四十二~五十六 (略)